

新型コロナウイルス感染拡大に伴う中小企業・小規模事業者向け主な資金繰り支援策（概要）

作成：由利本荘市商工会
令和2年3月23日 現在

区分	取扱機関 支援機関	制度名	貸付対象	貸付限度	貸付利率	保証料・担保	貸付期間 (据置期間)
国	日本政策 金融公庫 秋田支店 ・ 由利本荘 市商工会	コロナ対策 マル経	小規模事業者のうち 最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較 して 5% 以上減少	別枠 1,000万円 〔 通常枠 2,000万円 〕	～3年 0.31% 3年～ 1.21% (通常枠 1.21%)	なし 無担保	運転 7年(3年) 設備10年(4年)
		コロナ対策 特別貸付 (国民生活事業)	中小企業者のうち 最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較 して 5% 以上減少	別枠 6,000万円 〔 通常枠 SN貸付 4,800万円 〕	～3,000万円 ～3年 0.46% 3年～ 1.36% 3,000万円超 1.36% <small>※事業規模や売上減の程度により利子補給あり (実質無利子) (通常枠 2.16%)</small>	なし 無担保	運転15年(5年) 設備20年(5年)
		コロナ対策 特別貸付 (国民生活事業) 特別利子補給制度 【詳細検討中】	上記新型コロナ特別貸付を受けている方であり、下記の要件に該当する方 ●個人事業者 要件なし ●小規模事業者 (法人事業者) 売上高▲ 15% 減少 ●中小企業者 売上高▲ 20% 減少	新型コロナウイルス感染 症特別貸付 (上記) の融資限度額のうち 3,000万円 以下の部分	当初3年間 実質無利子 ※3年経過後は基準金利 (災害)	—	運転15年(5年) 設備20年(5年)
秋田県	保証協会 本荘支所 ・ 由利本荘 市内金融 機関	県経営安定資金 コロナ対策枠	●直近3か月(次月見込含む)の売上が前年同期比減少 ●セーフティネット(SN)4号 前年比 20% 以上売上減少 ●セーフティネット(SN)5号 指定316業種で3か月前年比 5% 以上売上減少	別枠 5,000万円 〔 通常枠 経営安定貸付 8,000万円 〕	1.35% (SN4号 1.15%) (通常枠 1.55%)	0.35～1.4% SN4号 0.68% SN5号 0.56% 保証人は金融機関 の定めによる	運転10年(2年) 設備10年(2年)
		県経営安定資金 危機関連枠	●最近1か月の売上高等が前年同月比で 15% 以上 減少しておりかつ、その後2か月間を含む3か月間の売 上高等が前年同期比で 15% 以上減少することが見込 まれること。	別枠 5,000万円	1.15%	保証料なし (県と保証協会 で負担)	運転10年(2年) 設備10年(2年)